

国土交通省における防災教育支援の取組 について

国土交通省 水管理・国土保全局
防災課 課長補佐 伊藤 裕之
平成31年1月31日

平成30年7月豪雨による一般被害の概要

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)

※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」

※3: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生



出典: 社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申参考資料」(平成30年12月)

避難に対する基本姿勢

現状

- ✓ 行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策に限界
- ✓ 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要

目指す社会

住民「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- ✓ 平時より、災害リスクや避難行動等について把握する。
- ✓ 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。
- ✓ 災害時に、自らの判断で適切な避難行動をとる。

行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援をする

- ✓ 平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等を周知する。
- ✓ 災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。

住民が主体となった防災対策の事例[愛媛県大洲市三善地区]

平時の取組

■地域の災害リスクや避難行動等について予め把握

- ①避難場所
- ②気にかける人(避難に支援が必要な人等)
- ③避難の合図(避難のタイミング)

を決めておき、災害避難カードを作成。
■避難訓練を通じ災害時の行動について確認

平成30年7月豪雨時

肱川の氾濫により浸水被害が発生したものの、死者・けが人なし。



出典:中央防災会議 防災対策実行会議(第13回)資料(平成31年1月)

実現のための戦略～具体的な取組例～

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施。

子供

- 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等※において、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施。
- 命を守る行動（避難）を実践的に学ぶことにより、“自らの命は自らが守る”意識を醸成。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設のうち、避難確保計画が策定された学校（避難確保計画の策定目標：2021年度）

地域

- 全国で防災の基本的な知見を兼ね備えた“地域防災リーダー”を育成。
- 各地において適切かつ継続的に自助・共助の取組を実施。

高齢者

- 防災・減災の実施機関【防災】と地域包括支援センター・ケアマネジャー【福祉】が連携し、高齢者の避難行動に対する理解促進。

上記の取組を専門家により支援

- 全国で地域に精通した水害・土砂災害等の専門家による支援体制を整備。

住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供。

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- 出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援

[避難のタイミングを明確化]

レベル3：高齢者等避難

レベル4：全員避難

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報	防災気象 情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

- 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

※中央防災会議 防災対策実行会議(第13回)資料(平成31年1月)を一部加工

今後の防災教育の取組①

代表的な取組例 1 学校における防災教育・避難訓練

- 命を守る行動(避難)を実践的に学ぶことにより、「**自らの命は自らが守る**」意識が醸成された**地域社会を構築**するため、子供のころから地域の災害リスク等を知ることが重要。
- **防災関係機関**(市町村防災部局、河川・砂防担当部局(国・都道府県)、気象台等)の**支援**のもと、**水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等**※において、**毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施する体制を構築**。
- 防災教育と避難訓練の連携により、効果的に地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等を確認。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設
※その他の小学校、中学校等においても、防災教育を充実

小学校・中学校等

- ✓水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定、避難訓練を全ての小学校・中学校等で実施(目標:2021年度までに実施)
- ✓学校において教育の段階に応じた防災教育を実施

<防災教育・避難訓練への支援>学校と連携し必要な支援を実施

河川・砂防担当部局(国・都道府県)、気象台等

- ・学校における指導計画等の作成支援
- ・防災教育ポータル^{やほぎわ}の充実や防災教育支援ツールの整備を実施
- ・水害、土砂災害等の危険性及び避難確保計画について、専門家によるアドバイス、出前授業 等

市町村防災部局

- ・ハザードマップの見方、避難場所や避難経路の選び方、避難勧告等の防災情報の意味の教示
- ・避難訓練の計画等への助言
- ・災害・避難カードの作成支援 等

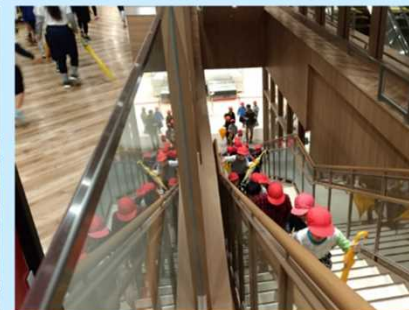
地域の次世代を担う子供たちの
防災力を向上

【事例】全校児童約240名を対象にした洪水避難訓練

- ・矢作川^{やはぎがわ}の氾濫により校舎の3階まで浸水が想定されている豊田市立元城^{もとしろ}小学校において、近隣のショッピングセンターを避難場所として避難訓練を実施。
- ・国土交通省は防災教育の支援として、避難訓練前の事前指導において子供たちに分かりやすいイラスト・パネルを学校へ提供。



パネルを用いた避難訓練前の事前指導



近隣のショッピングセンターの屋上へ避難

出典:平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(平成30年12月)

今後の防災教育の取組②

(1-1 平時から災害時にかけてシームレスに切迫感を伝える取組)

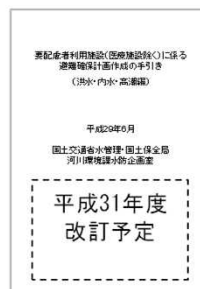
防災教育の取り組みの推進

○自然災害から命を守るためには、行政による公助のみならず、住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力を養う必要があり、子どもから家庭さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育の推進が重要。

対策の内容・効果

<大規模氾濫減災協議会における取組>

- 防災訓練が適切に実施されるよう、訓練実施に関する事項を含む避難確保計画の作成を促進するため学校に特化した手引きを作成し計画作成を支援。
- 防災教育に関して支援する学校を、教育関係者等と連携して決定。指導計画(わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画)等の作成を支援。さらに、「水災害からの避難訓練ガイドブック」に基づき、教科学習と連携した避難訓練を実施。 ※1協議会で1学校以上で実施
- 国の支援により作成した指導計画等や避難訓練の実践事例集を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有。



避難確保計画作成の手引き (H29.6)



水災害からの避難訓練ガイドブック (H30.6)



豊田市立元城小学校における避難訓練の様子

<防災教育支援ツールの整備等>

- 防災教育に取り組む先生方がワンストップで教育素材を簡単に入手出来る防災教育ポータル充実や防災教育支援ツールの整備を実施。
- 地域や学校関係者等の意識向上に向け、子どもの成長や地域への波及効果など、防災教育による効果事例集を作成するとともに、各地方整備局等において防災教育に関するシンポジウムを開催。



防災カードゲーム
「このつぎなにが起きるかな？」
※津波・水害編 (H30.2)



防災教育シンポジウム
(中部地方整備局 H30.8)

出典:社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申参考資料」(平成30年12月)

水防法・土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策

平成29年5月「水防法等の一部を改正する法律」により、水防法及び土砂災害防止法※1を改正、要配慮者利用施設における避難確保計画※2の作成、訓練の実施が義務化

※1 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※2 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

国交省、都道府県等

(水防法第14条、土砂災害防止法第7条等)

- 河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定
- 土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域等として指定

市町村

(水防法第15条、土砂災害防止法第8条)

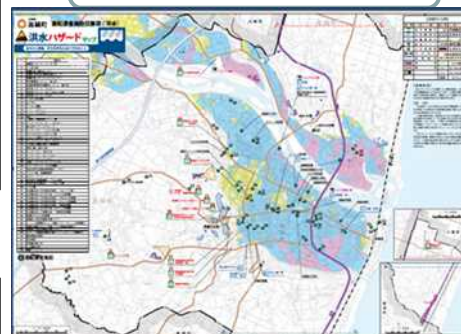
- 地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を記載

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の二)

- 避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
- 水防法に基づく自衛水防組織の設置(努力義務)

水防法
浸水想定区域内の要配慮者
利用施設の例



土砂災害防止法
土砂災害警戒区域内の
要配慮者利用施設の例



避難確保計画

- 防災体制・避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育・訓練 等

【要配慮者利用施設の所有者・管理者が作成】

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

＜平成30年3月時点での計画の作成状況等＞

水防法に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 50,481
うち 避難確保計画を作成済み	: 8,948
土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 10,720
うち 避難確保計画を作成済み	: 1,553

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	50,481
うち、避難確保計画を作成した施設の数	8,948
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	3,351

(平成30年3月31日時点)

土砂法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	10,720
うち、避難確保計画を作成した施設の数	1,553
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	200

(平成30年3月31日時点)

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に対する支援策

計画作成の手引き等の充実

- 平成29年5月の水防法等改正を受けて水害、土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き公表

【洪水（洪水・内水・高潮編の事例）】

- ・簡易な入力フォームを備えた計画のひな形を作成
- ・手順を追いながら的確に作成できるよう解説書として手引き（別冊）作成

計画作成の手引き

手引き（別冊）

計画ひな形

簡易な入力フォーム

実効性の高い計画作成の支援

- 計画点検用マニュアルを作成

厚生労働省と連携し、施設を所管する自治体が水防法・土砂災害防止法の観点から避難確保計画を点検できるように点検用マニュアルを作成

- 計画作成のモデル事例集を作成

関係行政機関と施設職員等が水災害リスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画を連携して作成する取組を実施し、事例集としてその知見を全国に展開

避難確保計画チェックリスト	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制	施設の所在地とする地域の浸水リスクの有無を河川の増水、内水、高潮等による浸水想定区域に照らし、浸水想定区域に指定されているか	
（イ）避難確保	避難確保計画が、高齢者等避難困難者の発生に際して避難確保計画の避難確保を行う体制になっているか	
	避難確保計画が、避難確保困難者の発生に際して避難確保計画の避難確保を行う体制になっているか	
（ロ）避難確保	避難確保計画が、浸水想定区域に指定されているか	
	避難確保計画が、浸水想定区域に指定されているか	
（ハ）避難確保	避難確保計画が、浸水想定区域に指定されているか	
	避難確保計画が、浸水想定区域に指定されているか	

点検用マニュアル

施設管理者
施設職員

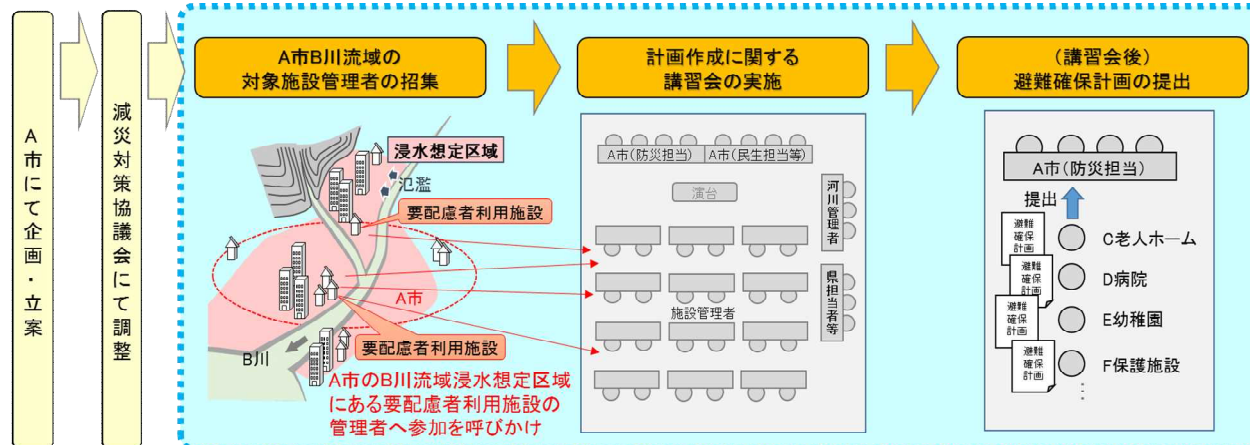
有識者

国土交通省
関係機関

事例集

効果的・効率的な計画作成に向けた「講習会プロジェクト」の展開

- 市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施。その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進。



防災教育支援メニューについて

- 国土交通省では、主に以下のような取組で支援することが可能です。学校において防災教育の充実が図られるよう、これらの取組を是非活用してください。
- 支援内容についてご希望、ご質問等がございましたら11ページに記載の担当窓口(防災教育)にご相談下さい。

①防災教育の学習教材等の開発・作成支援

各学校で防災教育を実践する際に、学校関係者等と連携・協働し、教育委員会・学校等のニーズに応じた学習教材等の作成支援を実施しています。

②河川や災害に関連する資料(学習教材等)の提供

全国の河川を所管する河川事務所等では、河川に関連するさまざまな情報を掲載した冊子やパンフレット等の提供とともに、河川教育や防災教育の学習素材となる写真やデータ等についての提供ならびにホームページでも公開しています。

③河川施設等の見学受入れ及びさまざまな資料等の展示・公開等

国土交通省が所管する河川やダム等には「〇〇資料館」等が整備・設置されています。これらの施設では、学習教材等の展示、施設見学の支援などと合わせさまざまな学習や研修の場として利用が可能です。さらに、工事の現場についても、子どもたちの現地見学や学習の場として提供可能な場合があります。

④出前講座(出前授業)等による支援

全国各地の河川事務所等では、学校や市民団体等からの依頼や要請があれば、防災教育に関連する学習活動の支援や出前講座(出前授業)等を実施しています。



授業で活用可能な教材の例
(水災害からの避難訓練ガイドブックに掲載)



出前講座の様子

防災教育ポータル開設

○各学校現場において、防災教育に取り組んでいただく際に役立つ、洪水や地震などから「命を守る」ための情報、コンテンツを収録したポータルサイトを平成30年3月、国土交通省ホームページに開設。

○国土交通省の最新の取組内容や授業で利用できる教材例・防災教育の事例などを紹介。

掲載されている情報・コンテンツの例



防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介

- ・水害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の備えを身につけてもらうための3つのポイントをまとめた動画
- ・災害時の危険な状況を学ぶことができるカードゲーム

トピックス



子ども向け動画
「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」



防災カードゲーム
「このつぎなにがおきるかな？」



教材

ダウンロードしてすぐに使える スライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介



フィクションドキュメンタリー「荒川氾濫」
(国土交通省)より

- 【その他掲載サイト】
- ・親子で学ぶ水災害(国土交通省)
- ・「防災まちづくり・くにづくり」を考える(内閣官房)

など



素材

指導計画・プリントなど、授業で使用する教材を作成する際に 使用できる、防災に関する写真・イラスト等の素材を紹介



防災教育～国土の防災ライブラリー～
(国土交通省)より

【その他掲載サイト】

- ・自然災害の脅威(国土交通省)
- ・震災伝承館(国土交通省)

など



手引き

防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導 計画の作成例などを紹介



水災害からの
避難訓練
ガイドブック
【国土交通省】

【その他掲載サイト】

- ・地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
- ・学校安全<刊行物>(文部科学省)

など



事例

どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、 他校での授業事例等を紹介



小学校で行われた洪水避難訓練の例
(国土交通省)

【その他掲載サイト】

- ・水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
- ・チャレンジ！防災48(総務省)

など

防災教育ポータル

検索

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



支援に関する相談窓口一覧

<避難確保計画・避難訓練>

該当都道府県	相談先	対象災害	担当課室	電話番号
全ての都道府県	国土交通省 (本省)	水害	河川環境課水防企画室	03-5253-8460
		土砂災害	砂防計画課地震火山砂防室	03-5253-1610

<防災教育>

該当都道府県	相談先	住所	担当課	電話番号
北海道	北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目(札幌第1合同庁舎)	防災課	011-709-2311
			河川計画課	011-709-2311
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎B棟	防災課	022-225-2171
			河川環境課	022-225-2171
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県	関東地方整備局	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	防災課	048-601-3151
			河川環境課	048-601-3151
新潟県・富山県・石川県	北陸地方整備局	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	防災課	025-280-8836
			河川管理課	025-370-6769
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1(名古屋合同庁舎第2号館内)	防災課	052-953-8357
			河川計画課	052-953-8148
福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿地方整備局	〒540-8586 大阪府中央区大手町1-5-44大阪合同庁舎第1号館	防災課	06-6942-1141
			河川環境課	06-6942-1141
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎第2号館	防災課	082-221-9231
			河川計画課	082-221-9231
香川県・徳島県・愛媛県・高知県	四国地方整備局	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	防災課	087-811-8310
			河川管理課	087-811-8320
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎	防災課	092-471-6331
			河川環境課	092-471-6331
沖縄県	沖縄総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館	防災課	098-866-1903
			河川課	098-866-1911